

参考資料集

(目次)

○ 産休期間中の保険料負担免除に関する資料

- ・ 平成6年年金制度改正における育児休業期間中の厚生年金保険料の免除措置導入の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 第8回社会保障改革に関する集中検討会議厚生労働省提出資料・・・・・・・・・・ 3
- ・ 育児休業による厚生年金保険料免除者の状況（年度末現在）・・・・・・・・・・ 4
- ・ 育児休業取得率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・ 産前産後休業の取得状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ・ 産前産後休業期間別事業所割合と休業期間中の賃金・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ・ 諸外国の年金制度における育児期間の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

○ 標準報酬上限引上げに関する資料

- ・ 厚生年金保険 保険料額表（平成23年9月1日～平成24年8月31日）・・・・・・ 9
- ・ 健康保険 保険料額表（平成23年3月～）（東京都）・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・ 主要国の保険料率／保険料賦課の報酬に係る上限・下限額・・・・・・・・・・・・ 11

○ 制度改善要望

- ・ 日本年金機構の「年金制度に関する改善検討要望」・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・ 国民の声（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

○ 遺族年金の見直しに関する資料

- ・ 遺族年金制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ・ 年金制度改正に関する意見（抄）（平成15年年金部会）・・・・・・・・・・・・ 25
- ・ 中高齢寡婦加算について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ・ 寡婦年金について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ・ 児童扶養手当制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

平成6年年金制度改正における育児休業期間中の厚生年金保険料の免除措置導入の経緯

- 平成6年年金制度改正において、育児への社会的要請や環境の整備に伴い、次世代育成支援の観点から、育児休業期間中の厚生年金の保険料負担を軽減する措置を講じた。

平成6年年金制度改正における育児休業期間中の保険料免除措置導入の経緯

【育児支援に対する社会的要請】

- ・ 夫婦共働き世帯の増加
- ・ 核家族化の進展
- ・ 出生率の低下 など



【育児支援についての社会的環境の整備】

- ・ 平成4年4月からの育児休業法の施行
- ・ 雇用保険制度における育児休業中の給付の創設の検討

【公的年金制度における次世代育成支援の重要性】

公的年金制度は世代間扶養の仕組みをとっており、保険料を負担する次世代が健やかに育つための支援を行うことは、年金制度の持続可能性を確保する観点から重要。



【育児休業期間中の厚生年金保険料の免除措置(被保険者負担分)の導入】

平成6年年金制度改正において、上記の点を踏まえ、育児休業法との整合性を図りつつ、負担面での軽減措置を講じた。具体的には、

- ① 被保険者からの申請に基づき、休業期間中の被保険者負担分の保険料を免除し、
- ② 年金額の算定に当たっては、保険料免除期間分についても、通常の被保険者期間と同様に年金額に反映させることとした。

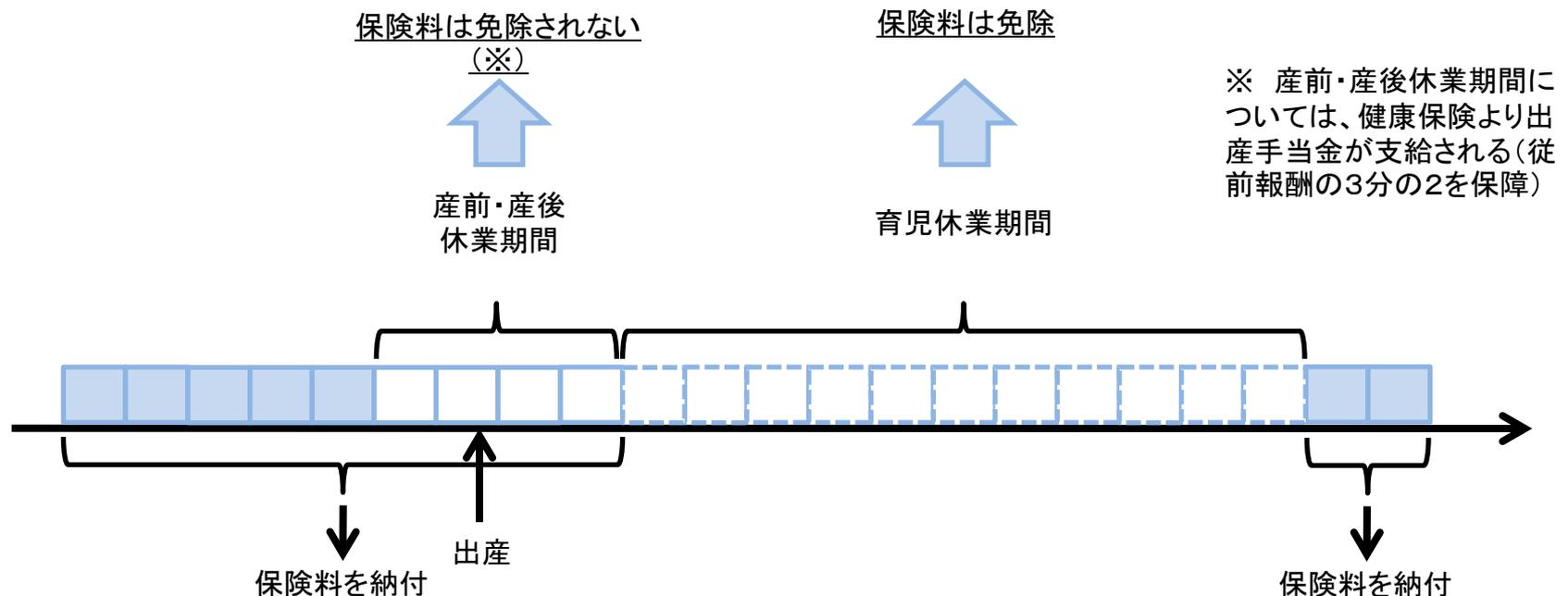
<現状>

- 被用者が育児休業を取得した場合、その期間中は、本人分、事業主分とも保険料が免除され、年金は従前の報酬を基に計算できる制度がある。

<改革の方向性>

- 次世代育成の観点から、厚生年金の被保険者について、育児休業期間に加え、産前・産後期間中も、同様に年金保険料は免除し、将来の年金給付には反映させる制度の対象とすることについて検討する。

(参考)育児休業期間中の保険料免除について(現行制度)



育児休業による厚生年金保険料免除者の状況（年度末現在）

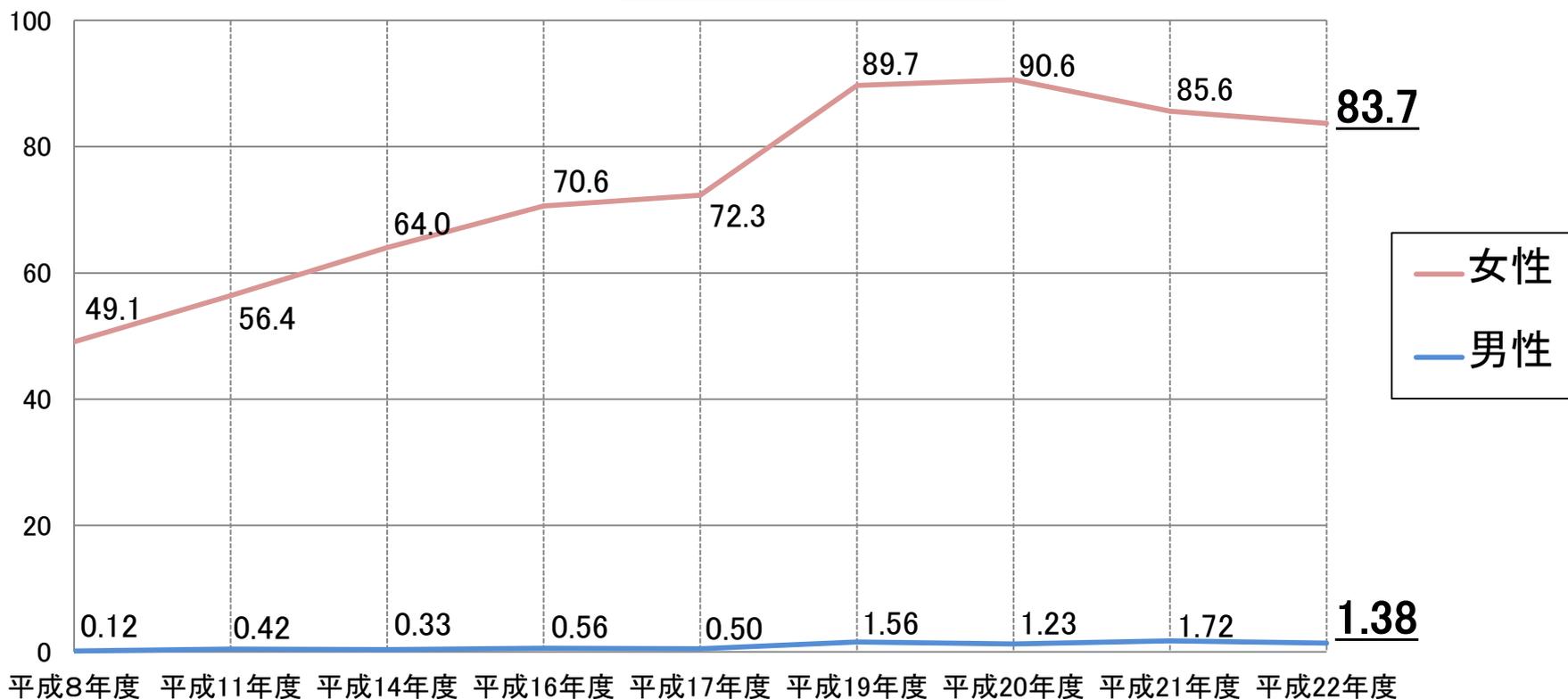
厚生年金保険 育児休業による保険料免除の状況（年度末現在）

	育児休業による保険料免除者数 (人)			平均標準報酬月額 (円)		
	計	男子	女子	計	男子	女子
平成13年	61,322	89	61,233	239,878	361,528	239,701
平成14年	66,938	96	66,842	241,627	377,458	241,432
平成15年	71,955	143	71,812	243,617	360,671	243,384
平成16年	78,208	143	78,065	243,699	378,308	243,452
平成17年	96,941	268	96,673	248,029	364,373	247,706
平成18年	111,159	305	110,854	249,000	372,826	248,659
平成19年	128,678	377	128,301	249,746	382,610	249,356
平成20年	144,790	388	144,402	250,620	383,933	250,262
平成21年	160,478	433	160,045	249,127	355,792	248,838

育児休業取得率の推移

- 平成21年4月1日～平成22年3月31日の1年間に在職中に出産した女性のうち、平成22年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む)の割合は83.7%。
- 平成21年4月1日～平成22年3月31日の1年間に配偶者が出産した男性のうち、平成22年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む)の割合は1.38%。

育児休業取得率の推移



育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む)の数}}{\text{調査前年度1年間の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$

雇用均等基本調査
(平成22年度)

産前産後休業の取得状況

【産前休業】

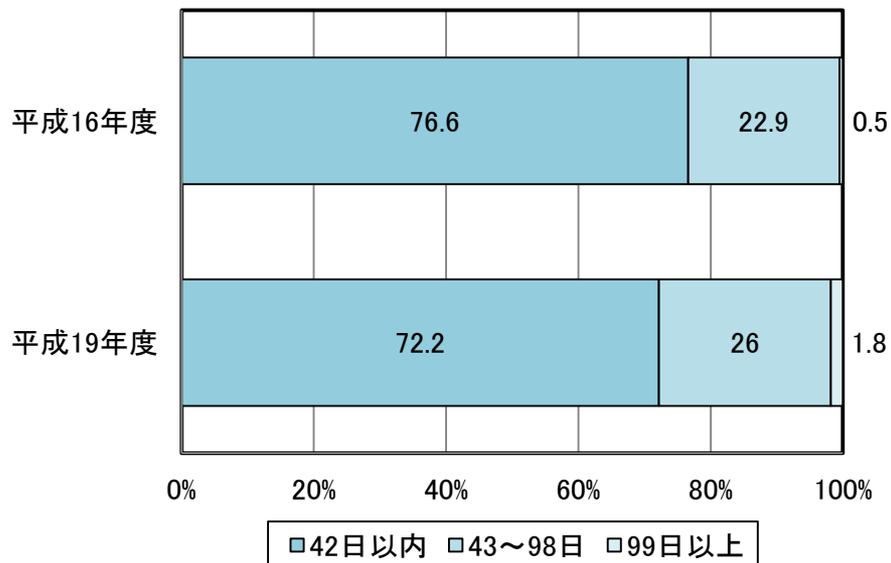
○ 出産した女性が取得した産前休業の取得日数をみると、単胎の場合、「42日以内」の者が最も多く72.2%で、「43～98日」が26.0%、「99日以上」は1.8%となっており、一人当たりの平均休業日数は42.1日（平成16年度38.2日）であった。

【産後休業】

○ 出産後の産後休業の取得日数については、単胎の場合、「56日」の者が最も多く77.2%で、「57日以上」が12.9%、「42～55日」は9.9%となっており、一人当たりの平均休業日数は54.5日（平成16年度57.9日）であった。

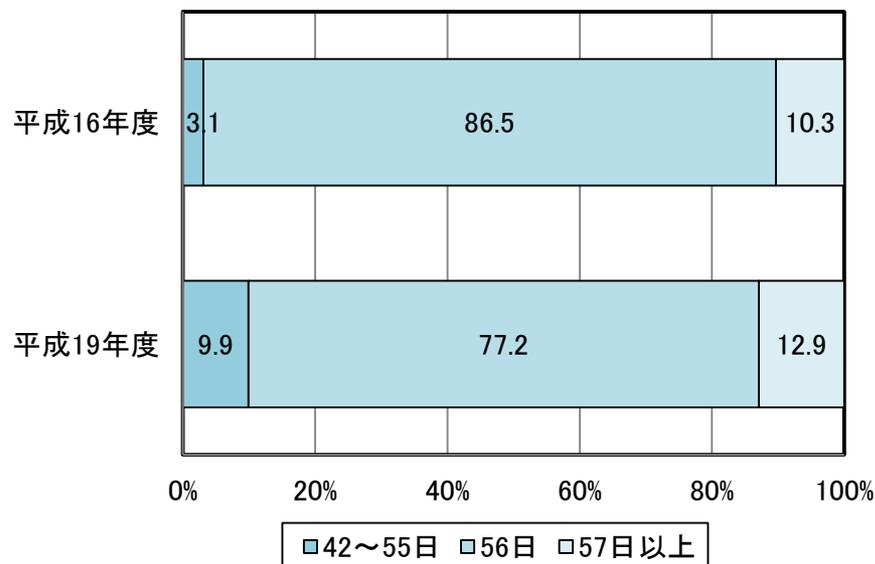
【産前休業】休業日数別産前休業取得者割合

平成16年度：平均38.2日 平成19年度：平均42.1日



【産後休業】休業日数別産後休業取得者割合

平成16年度：平均57.9日 平成19年度：平均54.5日



女性雇用管理基本調査（平成16年度）
雇用均等基本調査（平成19年度）

産前産後休業期間別事業所割合と休業期間中の賃金

- 産前産後に関する休業期間の規定について、
 - ・ 単胎妊娠の場合は「法定どおり」(産前6週間産後8週間)とする事業所は93.5%(平成16年度95.7%)、「法定を上回る規定あり」とする事業所は5.0%(同4.0%)となっている。
 - ・ 多胎妊娠の場合は「法定どおり」(産前14週間産後8週間)とする事業所は96.3%(平成16年度97.7%)、「法定を上回る規定あり」とする事業所は2.0%(同2.0%)となっている。

- 休業期間中の賃金を有給とする事業所の割合は28.1%(平成16年度28.1%)であり、そのうち「全期間100%支給」する事業所は60.2%(同52.8%)である。

産前産後休業期間別事業所割合(%)

	事業所計	単胎妊娠の場合の休業期間			多胎妊娠の場合の休業期間		
		法定どおり	法定を上回る規定あり	不明	法定どおり	法定を上回る規定あり	不明
平成19年度	100.0	93.5	5.0	1.6	96.3	2.0	1.7
平成16年度	100.0	95.7	4.0	0.3	97.7	2.0	0.3

産前産後休業中の賃金の有無別事業所割合(%)

	事業所計	有給	有給の内訳		無給	不明
			全期間100%支給	その他		
平成19年度	100.0	28.1	(60.2)	(39.8)	69.9	2.0
平成16年度	100.0	28.1	(52.8)	(47.2)	71.4	0.5

諸外国の年金制度における育児期間の取扱い

国名	育児期間の取扱い
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3歳未満の子を養育する期間は、一人の親について平均報酬(全被保険者の平均)に対応する保険料を納付したものとみなされる。就労している場合は、平均報酬(全被保険者の平均)に対応する保険料が嵩上げされる。 ○ また、10歳未満の子を養育する期間は、個人報酬ポイントの加算が行われ、保険料納付期間の評価を引き上げる措置がとられる。 (保険料相当額は連邦によって納付される。)
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 12歳未満の子を養育し、その子について児童手当を受けていて(一方の親のみ受給)、年金の保険料拠出ができない者は、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎年金については、育児期間を保険料納付期間とみなして、 ・ 国家第二年金については、一定の収入があったものとみなして、 給付額を算定する。(保険料財源(原則として国庫負担なし。)の全体の中で賄われる。)
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子を養育した母親について、その子の誕生又は養子縁組の際に保険料拠出期間1加入四半期を付与し、その後その子が16歳になるまで、誕生日を迎える度に1四半期を付与する。(ただし、子一人につき8加入四半期を付与上限とする。) ○ 育児休業を取得した父親又は母親(上記の保険期間加算を受けることを選択した者を除く。)に対して、育児休業期間と同じ長さの期間を加入期間として付与する。 ○ 3人以上の子を養育した父親及び母親に対して、年金額を10%加算する。(※) (※については、一般社会拠出金を財源とする老齢連帯基金により賄われる。)
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児期間(子が4歳に達するまでの期間)については、所得の喪失や減少があった場合、 <ol style="list-style-type: none"> ① 子の出生年の前年所得 ② 16歳以上65歳未満の全被保険者の平均所得の75% ③ 現実の所得に所得基礎額(年52,100クローネ(約677,300円)(2011年))を上乗せした額の最も有利な額を年金制度上の所得として扱う。(保険料相当額を国が負担する。)
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に措置はとられていない。

※ 換算レートは2011年8月1日現在の実勢レート(1ポンド=131円・1クローネ=13円)による。

(資料出所)・ 松本勝明『ドイツ社会保障論Ⅱ-年金保険-』信山社 ・ 田中謙一「ドイツの公的年金保険における育児及び介護に対する支援」週間社会保障No.2544

厚生年金保険 保険料額表(平成23年9月1日～平成24年8月31日)

※ 一般被保険者の厚生年金保険料率は16.412%(平成23年9月1日～平成24年8月31日)

標準報酬			報酬月額		一般 (厚生年金基金加入員を除く)		坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
					全額	折半額	全額	折半額
等級	月額	日額			16.412%	8.206%	16.944%	8.472%
			円以上	円未満				
1	98,000	3,270	~	101,000	16,083.76	8,041.88	16,605.12	8,302.56
2	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	17,068.48	8,534.24	17,621.76	8,810.88
3	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	18,053.20	9,026.60	18,638.40	9,319.20
4	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	19,366.16	9,683.08	19,993.92	9,996.96
5	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	20,679.12	10,339.56	21,349.44	10,674.72
6	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	21,992.08	10,996.04	22,704.96	11,352.48
7	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	23,305.04	11,652.52	24,060.48	12,030.24
8	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	24,618.00	12,309.00	25,416.00	12,708.00
9	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	26,259.20	13,129.60	27,110.40	13,555.20
10	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	27,900.40	13,950.20	28,804.80	14,402.40
11	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	29,541.60	14,770.80	30,499.20	15,249.60
12	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	31,182.80	15,591.40	32,193.60	16,096.80
13	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	32,824.00	16,412.00	33,888.00	16,944.00
14	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	36,106.40	18,053.20	37,276.80	18,638.40
15	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	39,388.80	19,694.40	40,665.60	20,332.80
16	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	42,671.20	21,335.60	44,054.40	22,027.20
17	280,000	9,330	270,000	~ 290,000	45,953.60	22,976.80	47,443.20	23,721.60
18	300,000	10,000	290,000	~ 310,000	49,236.00	24,618.00	50,832.00	25,416.00
19	320,000	10,670	310,000	~ 330,000	52,518.40	26,259.20	54,220.80	27,110.40
20	340,000	11,330	330,000	~ 350,000	55,800.80	27,900.40	57,609.60	28,804.80
21	360,000	12,000	350,000	~ 370,000	59,083.20	29,541.60	60,998.40	30,499.20
22	380,000	12,670	370,000	~ 395,000	62,365.60	31,182.80	64,387.20	32,193.60
23	410,000	13,670	395,000	~ 425,000	67,289.20	33,644.60	69,470.40	34,735.20
24	440,000	14,670	425,000	~ 455,000	72,212.80	36,106.40	74,553.60	37,276.80
25	470,000	15,670	455,000	~ 485,000	77,136.40	38,568.20	79,636.80	39,818.40
26	500,000	16,670	485,000	~ 515,000	82,060.00	41,030.00	84,720.00	42,360.00
27	530,000	17,670	515,000	~ 545,000	86,983.60	43,491.80	89,803.20	44,901.60
28	560,000	18,670	545,000	~ 575,000	91,907.20	45,953.60	94,886.40	47,443.20
29	590,000	19,670	575,000	~ 605,000	96,830.80	48,415.40	99,969.60	49,984.80
30	620,000	20,670	605,000	~	101,754.40	50,877.20	105,052.80	52,526.40

健康保険 保険料額表(平成23年3月～)(東京都)

※ 介護保険第2号被保険者は、40歳以上65歳未満の方であり、健康保険料率(9.48%)に介護保険料率(1.51%)が加わる。

標準報酬			報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料			
					介護保険第2号被保険者 に該当しない場合 9.48%		介護保険第2号被保険者 に該当する場合 10.99%	
等級	月額	日額			全額	折半額	全額	折半額
			円以上	円未満				
1	58,000	1,930	~	63,000	5,498.4	2,749.2	6,374.2	3,187.1
2	68,000	2,270	63,000	73,000	6,446.4	3,223.2	7,473.2	3,736.6
3	78,000	2,600	73,000	83,000	7,394.4	3,697.2	8,572.2	4,286.1
4	88,000	2,930	83,000	93,000	8,342.4	4,171.2	9,671.2	4,835.6
5	98,000	3,270	93,000	101,000	9,290.4	4,645.2	10,770.2	5,385.1
6	104,000	3,470	101,000	107,000	9,859.2	4,929.6	11,429.6	5,714.8
7	110,000	3,670	107,000	114,000	10,428.0	5,214.0	12,089.0	6,044.5
8	118,000	3,930	114,000	122,000	11,186.4	5,593.2	12,968.2	6,484.1
9	126,000	4,200	122,000	130,000	11,944.8	5,972.4	13,847.4	6,923.7
10	134,000	4,470	130,000	138,000	12,703.2	6,351.6	14,726.6	7,363.3
11	142,000	4,730	138,000	146,000	13,461.6	6,730.8	15,605.8	7,802.9
12	150,000	5,000	146,000	155,000	14,220.0	7,110.0	16,485.0	8,242.5
13	160,000	5,330	155,000	165,000	15,168.0	7,584.0	17,584.0	8,792.0
14	170,000	5,670	165,000	175,000	16,116.0	8,058.0	18,683.0	9,341.5
15	180,000	6,000	175,000	185,000	17,064.0	8,532.0	19,782.0	9,891.0
16	190,000	6,330	185,000	195,000	18,012.0	9,006.0	20,881.0	10,440.5
17	200,000	6,670	195,000	210,000	18,960.0	9,480.0	21,980.0	10,990.0
18	220,000	7,330	210,000	230,000	20,856.0	10,428.0	24,178.0	12,089.0
19	240,000	8,000	230,000	250,000	22,752.0	11,376.0	26,376.0	13,188.0
20	260,000	8,670	250,000	270,000	24,648.0	12,324.0	28,574.0	14,287.0
21	280,000	9,330	270,000	290,000	26,544.0	13,272.0	30,772.0	15,386.0
22	300,000	10,000	290,000	310,000	28,440.0	14,220.0	32,970.0	16,485.0
23	320,000	10,670	310,000	330,000	30,336.0	15,168.0	35,168.0	17,584.0
24	340,000	11,330	330,000	350,000	32,232.0	16,116.0	37,366.0	18,683.0
25	360,000	12,000	350,000	370,000	34,128.0	17,064.0	39,564.0	19,782.0
26	380,000	12,670	370,000	395,000	36,024.0	18,012.0	41,762.0	20,881.0
27	410,000	13,670	395,000	425,000	38,868.0	19,434.0	45,059.0	22,529.5
28	440,000	14,670	425,000	455,000	41,712.0	20,856.0	48,356.0	24,178.0
29	470,000	15,670	455,000	485,000	44,556.0	22,278.0	51,653.0	25,826.5
30	500,000	16,670	485,000	515,000	47,400.0	23,700.0	54,950.0	27,475.0
31	530,000	17,670	515,000	545,000	50,244.0	25,122.0	58,247.0	29,123.5
32	560,000	18,670	545,000	575,000	53,088.0	26,544.0	61,544.0	30,772.0
33	590,000	19,670	575,000	605,000	55,932.0	27,966.0	64,841.0	32,420.5
34	620,000	20,670	605,000	635,000	58,776.0	29,388.0	68,138.0	34,069.0
35	650,000	21,670	635,000	665,000	61,620.0	30,810.0	71,435.0	35,717.5
36	680,000	22,670	665,000	695,000	64,464.0	32,232.0	74,732.0	37,366.0
37	710,000	23,670	695,000	730,000	67,308.0	33,654.0	78,029.0	39,014.5
38	750,000	25,000	730,000	770,000	71,100.0	35,550.0	82,425.0	41,212.5
39	790,000	26,330	770,000	810,000	74,892.0	37,446.0	86,821.0	43,410.5
40	830,000	27,670	810,000	855,000	78,684.0	39,342.0	91,217.0	45,608.5
41	880,000	29,330	855,000	905,000	83,424.0	41,712.0	96,712.0	48,356.0
42	930,000	31,000	905,000	955,000	88,164.0	44,082.0	102,207.0	51,103.5
43	980,000	32,670	955,000	1,005,000	92,904.0	46,452.0	107,702.0	53,851.0
44	1,030,000	34,330	1,005,000	1,055,000	97,644.0	48,822.0	113,197.0	56,598.5
45	1,090,000	36,330	1,055,000	1,115,000	103,332.0	51,666.0	119,791.0	59,895.5
46	1,150,000	38,330	1,115,000	1,175,000	109,020.0	54,510.0	126,385.0	63,192.5
47	1,210,000	40,330	1,175,000	~	114,708.0	57,354.0	132,979.0	66,489.5

主要国の保険料率/保険料賦課の報酬に係る上限・下限額

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
保険料率 (2010年)		12.4% (労使折半)	(一般被用者) 23.8% 本人:11.0% 事業主:12.8% ※ 保険料は労災、雇用 保険等の財源にも利用	(一般被用者) 19.9% (労使折半)	(一般被用者) 16.65% 本人:6.75% 事業主:9.9%	17.21% 本人:7.0% 事業主:10.21% ※ その他に遺族年金 の保険料1.7%が事業 主にかかる(老齢年金 とは別制度)
保険料賦課の報酬に係る上下限額	上限額 /年額 (2010年)	被用者・事業主・自営業 者: 106,800ドル (約8,650,800円)	被用者:44,009ポンド(週 844ポンド)(約5,765,179 円) ※週844ポンドを超える所得 については、超過部分に1% の保険料率が賦課される。 事業主・自営業者:なし ※ 自営業者:定額2.40ポンド の定額保険料+年5,715ポ ンド以上43,875ポンド以下 の所得については8%+年 43,875ポンドを超える所得 については1%	被用者・事業主・自営業 者: (旧西ドイツ) 66,000ユーロ (約7,722,000円) (旧東ドイツ) 55,800ユーロ (約6,528,600円)	被用者:保険料のうち、 6.65%については 34,620ユーロ(約 4,050,540円)、0.1%に ついては上限なし 事業主:保険料のうち、 8.3%については34,620 ユーロ、1.6%につい ては上限なし 自営業者:34,620ユーロ (約4,050,540円)	被用者:412,377クロー ネ(約5,360,901円) 事業主:なし 自営業者:保険料のうち、 7%については412,377 クローネ、10.21%につ いては上限なし
	下限額 /年額 (2010年)	被用者・事業主:なし 自営業者:年400ドル(約 32,400円)以上の収入 ※ 年金額算定の根拠とな る保険料記録は、1四半 期につき1,120ドル(約 90,720円)以上の収入があ る場合に付与。(1暦年 においては4四半期分(年収 4,480ドル(約362,880円))	被用者・事業主:5,735ポ ンド(週110ポンド)(約 751,285円) 自営業者:5,075ポンド(約 664,825円) ※ 被用者については週97ポ ンド以上の所得がある者は 適用対象だが、週97ポンド 以上110ポンド未満の所得 については、被用者及び事 業主の保険料負担率は0%	被用者・事業主・自営業 者(業種によって強制加 入): 4,800ユーロ(月400ユー ロ)(約561,600円) ※ 所得が月400ユーロ未 満の場合でも、事業主は 保険料(15%)を負担する ※※ 所得が月400ユーロ 以上800ユーロ未満の場 合、被用者は所得の上昇 に伴い段階的に保険料を 負担する。	被用者・事業主:なし 自営業者:1,772ユーロ (約207,324円)	被用者・事業主・自営業 者: 17,935クローネ (約233,155円)

※換算レートは2011年8月中に適用される外国為替相場(1米ドル=81円/1ポンド=131円/1ユーロ=117円/1クローネ=13円)による。

※資料出所 Social Security Programs Throughout the World、企業年金に関する基礎資料(企業年金連合会)ほか

アメリカの年金の給付算定式について

アメリカの年金：老齢・遺族・障害保険(OASDI) (2010年)

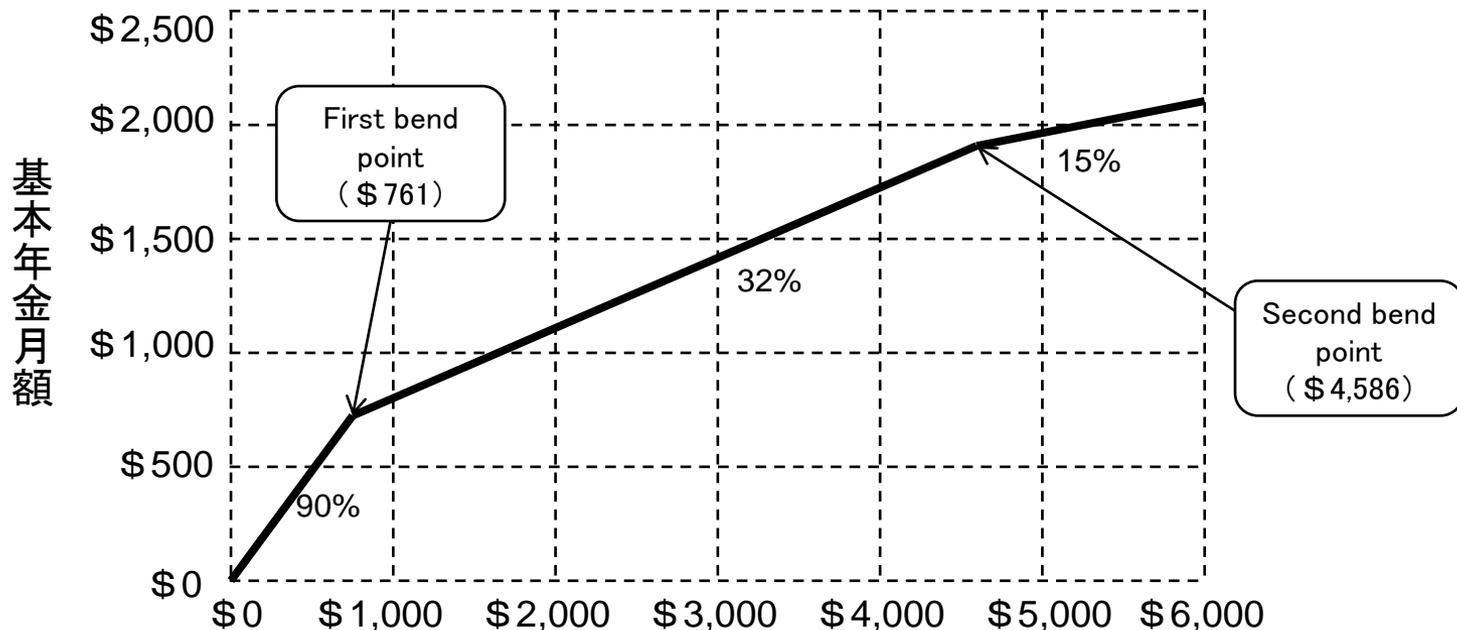
- 対象者 … 被用者及び年収400ドル(約3.1万円)以上の自営業者(年金額算定の根拠となる保険料記録は、年1,120ドル(約8.6万円)以上の収入について行われる。)
- 保険料率 … 被用者:12.4%(労:6.2%、使:6.2%) 自営業者:12.4%
- 保険料賦課上限 … 年間106,800ドル(約822万円)までの収入

給付算定式

- 被保険者の21歳から62歳までに得た収入を平均月収の上昇率により再評価したもののうち、最も低い5年分を除いた合計額を保険期間で除した額(再評価後平均月収:AIME)を計算。
- 新規裁定時の年金額(基本年金額:PIA)は、次の算式により計算。

$$PIA=0.9A+0.32B+0.15C$$

A: AIMEのうち761ドル(約5.9万円)までの部分
B: AIMEのうち761ドル超4,586ドル(約35万円)までの部分
C: AIMEのうち4,586ドル超の部分



※ 1ドル=77円で計算(2011年10月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場による。)

年金制度に関する改善検討要望

平成23年3月
日本年金機構

- ◎本要望は、日本年金機構に寄せられた「お客様の声」、日本年金機構の本部各部・地方組織から提出された要望等をもとに、現行年金制度に関する改善検討要望事項を取りまとめたものです。
- ◎厚生労働省年金局におかれては、制度改正検討に際して、本要望も参考とされるとともに、とりわけこのうち事務処理関係で政令以下のレベルで対応可能なものについては、迅速かつ積極的な検討をお願いします。なお、本要望の中には、要望を実施する際に日本年金機構としても、人員確保等実施体制の整備やシステム整備等実現に費用及び時間が必要となるものも含まれていることを申し添えます。

(注) 日本年金機構に寄せられた「お客様の声」のうち「年金政策、制度立案関係」に関するものは、各週単位で年金局へ提出している(平成22年4月から平成23年2月までの間で2083件)。

I 給付関係

◎受給資格期間の短縮等

25年の受給資格期間を10年程度に短縮し、極力年金に結び付くようにする。なお、低年金額者の年金額充実のため免除者に一定程度国庫負担で保険料拠出を行い、免除期間の給付率を引き上げることも考えられる。

◎国民年金任意加入制度の拡充

極力年金に結び付くように、現在70歳までとされている国民年金任意加入の年齢を廃止するとともに、対象者(現在平成16年に40歳以上の者=昭和40年4月1日以前生まれ)の限定を廃止する。

◎高年齢雇用継続給付との調整の見直し

併給調整の複雑さ、就労意欲促進の観点から、在職老齢年金と雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整を廃止する。

◎繰下げ支給の弾力化

70歳を越えた繰下げ支給は、現在申出時点からの支給(繰下げ分の加算も70歳まで)となっているが、請求もれによる不利益をなくすため、70歳を過ぎてからの申し出があった場合、70歳の時点からの遡及支払とする。

◎遺族の収入要件の見直し

「年収850万円未満」との遺族年金の遺族の要件については、年収要件前後で受給有無の差が大きく、事務上の認定も困難であることから、見直しを行う。

◎遺族、障害の直近一年要件の恒久化

遺族年金、障害年金の直近一年要件は時限措置(H28年までの措置)とされているが、無年金防止、納付勧奨の観点から、恒久措置とする。

◎未支給年金請求者の範囲拡大

家族のあり方、高齢世帯の実情を考慮し、現行の2親等以内(兄弟姉妹、孫まで)を、3親等以内の親族及び姻族(甥、姪、子の妻等)に拡大する。

○60歳台前半と後半の在職老齢年金の支給制限開始ラインの同一化

〔60歳台前半の在職老齢年金の支給制限開始ライン（現行は賃金＋年金＝28万円）を65歳以降の水準に検討を加えた上で同一にする。〕

○雇用保険基本手当との調整の見直し

〔雇用保険基本手当との調整については、基本手当受給額を賃金とみなして在職老齢年金と同様の給付調整方式とする。〕

○遺族年金の男女間の条件均等化

〔男女の労働実態の均等化、児童扶養手当法改正（父子家庭への支給）の状況を踏まえ、遺族年金の支給条件の男女間の差違について見直しを行う。〕

○外国人脱退一時金の支給水準等の見直し

〔外国人脱退一時金について、3年以上加入者の支給水準の見直しを図る。また、請求期限（出国または資格喪失後2年以内）の見直しを図る。〕

○特別支給の老齢厚生年金における障害特例による支給開始時期の改善

〔特別支給の老齢厚生年金における障害特例による支給開始時期は、請求年金主義（請求後の支給）をとっているが、これを改め他の年金支給と同様要件発生時からの支給とする。〕

○端数処理の改善

〔1円未満の端数の合計額を例えば2月支払に加算し、支給する。または、そもそも年金額算定を月単位のものとし、支払時に端数が生じないようにする。〕

○サラリーマンの妻の任意加入未納者のカラ期間への算入

〔旧法時代、「サラリーマンの妻」で任意加入した者が保険料を滞納し、かつ、任意加入喪失の届出がない場合、この期間はカラ期間とされない。これについて、任意加入していなかった者（納付していない者）がカラ期間とされることとのバランスも考慮し、カラ期間とする。〕

Ⅱ 厚生年金適用・徴収関係

◎5人未満適用事業所の取扱いの見直し

〔5人未満法人事業所については、原則適用とするが、従業員の半数以上の同意により任意脱退する途を設ける。また、社長1名以外に常雇用者がいない法人は適用除外とする。〕

◎業法の許認可等の際の社会保険加入要件化

〔各種業法の許認可や公的機関の入札の要件に、厚生年金加入を義務付け、更新時等のチェックを行う。〕

◎短時間労働者の明確化と法定化

〔短時間労働者の適用について、雇用保険の例にならい、客観的労働時間に準拠する明確なものにし、法定化する。〕

◎滞納事業主に対する給付制限の導入

〔厚生年金保険料の滞納事業主については、その未納期間分は年金額に反映させないようにする。〕

◎高齢任意加入者滞納時の職権喪失の導入

〔事業主自身が高齢任意加入者で保険料を滞納した場合、滞納していてもその分給付に反映するのは不相当であり、滞納と同時に職権で資格喪失できるようにする。〕

◎被保険者からの還付請求の容認

〔記録問題により、厚生年金記録の補正に伴う保険料還付が発生しているが、還付請求は事業主が行うことになり、倒産し事業主が不明（死亡）の場合、これができない。このため、被保険者負担分については被保険者からの請求を可能とする。〕

Ⅲ 国民年金適用・徴収関係

◎納付期限の延長

現在の納付時効2年以前の10年前分まで保険料を納付可能とすることとし、この場合、直近2年分を納付することとする。なお、別に事務処理誤り等の止むを得ない事情により納付機会が無かった場合は、時効である2年前の保険料についても納付できるようにすることも考えられる。

◎免除の職権処理化

極力年金受給を確保するため、所得情報に基づき、該当者は職権での免除を可能とする。(具体的には免除勧奨の際「特段の申立てがないと免除とする」旨対象者に通知する。)

◎情報提供の義務化

市町村の所得情報、住基情報などの情報提供が漏れなく行われるようにするため、「できる規定」を「義務規定」に改める。

◎第3号被保険者の配偶者の年齢要件の見直し

厚生年金の被保険者であっても、年金の受給要件を満たす者については65歳以降は国民年金第2号被保険者とされない。このため、夫が65歳に達すると、その妻は国民年金の第3号被保険者とはならず第1号被保険者とされ、保険料を負担することになるが、夫は厚生年金保険料を負担していることに鑑み、妻を第3号被保険者とする。

◎口座振替割引率の拡大

優良納付者拡大のため、口座振替による徴収コスト減も考慮し、口座振替割引率を拡大する。

◎継続免除の範囲拡大

現在、継続免除を認められているのは、全額免除と若年者納付猶予のみだが、年金権確保の観点から、多段階免除も市町村所得情報による継続免除を認める。

◎法定免除が遡及認定された場合の納付済保険料の取扱いの改善

既に保険料を納付した期間について、遡って法定免除(障害年金の受給権発生)となる場合、現在はこの法定免除期間について保険料を納付しようとする追納となり加算の支払いが生じたり、追納期間(10年)を過ぎていてそもそも追納ができないケースも生じる。従って、既に納付済み期間については還付を任意とし納付を活かしたい場合はその希望も可とする。

◎矯正施設入所者の免除の取扱い

矯正施設に入所(収監)していた期間については、事後においても所得の確認が可能な期間(公簿の保存年限である5年以内、一部免除は保険料の納付が可能な年以内)の免除等の申請を認める。(または当該期間をカラ期間とする。)

◎1年を超える期間の前納の制度化

希望により、1年を超える期間(例えば2~3年)の前納を可能とする。(この場合、前納後の物価変動に伴う保険料の事後調整は行わない。)

◎免除にかかるDVの取扱いの改善

配偶者から暴力を受けた国民年金被保険者(被害被保険者)から免除申請が提出されたとしても、現状では配偶者の所得状況も対象になるために承認にならないケースがでてくる。被害被保険者(DV)からの免除申請にあっては、単身世帯として取扱ができるようにする。

Ⅳ 事務関係

◎雇用保険失業給付から年金給付への円滑化

雇用保険の支給情報取得を極力迅速化することにより、失業給付を受けていない月に係る年金の支払いについて、年金の支給までの期間(現在では、例えば2月分の年金が5月に支払われる)を極力短縮する。

◎未支給年金処理の改善

死亡後定期支払分(例 7月死亡の場合の6月・7月分年金の8月支払)について未支給年金扱いをやめ、死亡者へ支払われたものとみなし、未支給年金請求の届出を不要とする。

◎滞納処分等に係る事前承認の導入

機構が滞納処分や立入検査を行う場合、予め厚生労働大臣の認可が必要であるが、緊急時対応のため包括承認とし、個別事後報告を認めるよう改める。

◎保険料還付のシステム改善

国民年金保険料の還付金については、1週間ごとに全国の支払いデータを取りまとめて関係機関に振込依頼しているが、支払データの中に廃止された金融機関への振込依頼や名称変更による金融機関コード誤り等が存在すると、全ての依頼データが振込されないこととなる。

この影響で、還付金の支払いが毎週のように遅延しており、お客様に還付金の振込日を正確にお伝えすることができずトラブルを招く原因となるので、早急に改善する。

◎剰余金の弾力的活用

剰余金について、独立行政法人と同様に、中期計画期間内で弾力的に活用できることとする。

○障害年金の有期認定の見直し

個々の障害毎に認定基準の見直しを行い、高齢者の長期障害年金受給者等についての診断書提出の有期認定期間の見直しを行う。

○障害年金の現況診断書の有効期限の緩和

現行では誕生月の月末から前1ヶ月以内の現状の診断書の提出を行うこととされているが、受給者の利便を考慮し、これを例えば前2ヶ月以内の診断書でも認めることとする。(この場合、当方からの現況診断書様式の送付を一月早めるとともに、症状の変動に伴う年金額改定は、現行と同様誕生月の翌月(減額の場合は4ヶ月後)分から改定する。)

○70歳到達時の自動喪失の導入

70歳到達リストにより事業所へ喪失届の勧奨を実施しても、未提出の場合があり、超過保険料の発生及び当該保険料の還付が生じたり、年金の退職改定が行われないなどの問題があるため、70歳到達時に自動喪失処理とする。

○70歳以上の届出の簡素化

70歳以上継続雇用される者については、受給年金額と報酬との調整を行うための届出を別途必要としているが、健康保険で届けられたものを活用する。(届出があったものとみなす。)

○遺族厚生年金受給者の老齢給付優先支給に伴う裁定通知の効率化

老齢厚生年金受給のため、遺族厚生年金の額の一部が老齢厚生年金の先充てによる停止となっている者について、記録問題等による厚生年金期間判明により老齢厚生年金の額が変更となった際に、現状では遺族厚生年金の裁定通知(年金証書)に記載されている金額の変更のために、遺族厚生年金も再裁定を行い、遺族厚生年金の年金証書を出し直している。この場合、遺族厚生年金の停止額変更を遺族厚生年金の支給額変更通知で通知することを可能とし業務の効率化を図る。(法改正によりH19年4月から現行の対応)

○算定基礎届・月額変更届の用紙サイズのA4化

算定基礎届・月額変更届の用紙が省令上「B5」であるため、これを「A4」に改める。

○添付資料の省令上の規定化(遡及届出関係)

2ヶ月以上遡及した保険料に関する届出(資格得喪、月額変更)に関し、賃金台帳・出勤簿の提出が必要とされているが、これについて事業主から法的根拠を問われることもあり、省令で明確に規定するとともに、届出様式の裏面にもその旨の説明を追加する。

○事業主変更届出の自署の不要化

事業主変更の届出は新旧両事業主の連署とされているが、法人登記に記載されていることを改めて自署させる必要がないので自署不要とする。

○事業所所在地変更に伴う口座振替の手続きの簡素化

年金事務所の管轄変更を伴う事業所の所在地変更が行われた場合、再度口座振替納付申出書の提出が必要であるとされているが、機構発足後は年金局事業管理課長に歳入徴収官が一本化されたので届出不要とする扱いとする。

○納入告知書の様式の改善

納入告知書は3部複写となっており1枚目が「領収済通知書」と記載されているので領収書と間違ふことから、1枚目を「納入告知書・納付書・領収証書」に変更されたい。また、不服申立先（社会保険審査会及び厚生労働省年金局）の電話番号を記載されたい。

○強制徴収対象者（督促状発行前の最終催告状発行者）の訪問時による領収

強制徴収対象者（督促状発行前の最終催告状発行者）に対して訪問時に現金領収ができず金融機関納付を促すことしかできないが、収納職員がその場で現金による保険料領収ができるよう改める。

○付加保険料の納付期限経過後の納付

国年本体保険料は2年以内納付が可能なのに対し、付加保険料は翌月末までの納期限となっているため、付加保険料の納期限をめぐるトラブルが多く、また、付加保険料の納期限経過のケースでは、付加保険加入を取消し、本体のみ保険料納付者への変更を行う等本人・事務所双方にとって事務負担が大きい。このため、予め付加納付を申し出ていることを前提として付加保険料納期限を本体同様2年とする。

○追納申出の手続きの簡素化

現在、追納希望者からの電話で追納の意志を確認したときは、「国民年金保険料追納申込書」を本人宛郵送し、本人が記入した「申込書」の受付後に追納納付書を送付している。郵送のやり取りに時間がかかってしまうため月末の場合は速達での送付や、1ヶ月時効になってしまうことがある。このため、電話での追納意思確認後直ちに追納納付書を送付する。

○年金事務所での年金額確認書の交付

施設入居、担保借入れなどのための所得証明や各種社会保障給付との調整のための所得証明等として、年金受給者等から年金額を証明する書類の交付を求められる。現在は、全国から申請があったものについて、本部支払部で「年金額等について（大臣印影あり）」を手作業で作成し、郵送しているが、申請したその場で交付できないこと、申請が集中する時期においては、一定程度の時間を要することなどから苦情が寄せられている。このため、年金事務所での年金額確認書の交付を可能とするよう、年金事務所長に権限を付与する。

○日雇特例被保険者に関する機構の事務の廃止

日本年金機構が行っている日雇特例（健保法第3条第2項）被保険者制度に関する業務は全国健康保険協会が単独で行う。

○全国健康保険協会の立入調査権限の付与

傷病手当金等の不正受給などについて全国健康保険協会から依頼を受けて機構が調査しているが、全国健康保険協会に立入調査権限を付与する。

○船員保険事務組合報奨金事業の明確化

船員保険事務組合報奨金事業について、通知ではなく少なくとも政省令に規定するとともに、「交付要綱」を整備（報奨金の計算、申請書記載のルールが明確）し、各事務組合に周知されたい。

○協会管掌健康保険の扶養認定等の不服申立の事務軽減

協会管掌健康保険の被扶養者認定の不服申立について、現在は、行政不服審査法に基づき機構で対応しているが、社会保険審査官及び社会保険審査会法の対象として社会保険審査官及び社会保険審査会にて対応可能とする。

○任意適用事業所の認可処分の不服申立の事務軽減

任意適用事業所の認可処分等の不服申立について、現在は、行政不服審査法に基づき機構で対応しているが、社会保険審査官及び社会保険審査会法の対象として社会保険審査官及び社会保険審査会にて対応可能とする。

意見・苦情集計報告票

部局(課室)名 年金局	
照会先	年金局総務課 課長補佐 武内(内線3313) 企画係長 占部(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成21年10月23日～10月29日受付分

意見・苦情把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	1件	6件	件	件	21件	28件

意見・苦情内容(大分類)	政策・制度立案への提言		21件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)		3件
	法令遵守違反に関するもの		4件
	その他		4件

(主な意見・苦情内容)

項番	内容	対応概要	
		分類	
1	最低限の生活ができるような年金制度を考えていただきたい。	①	年金額改定等現行制度の仕組み及び民主党マニフェストの内容を説明。
2	保険料については時刻により過去2年までしか払えない。払いたいのにお金が悔しい。	③	現行制度の必要な見直しにて検討する旨回答。
3	国民年金の保険料について、所得にかかわらず一律なのはどうかと思う。所得に応じた保険料にすべき。	① ③	・現行制度においては所得に応じた免除制度を設けている。 ・民主党マニフェストにおいて所得比例年金の創設が掲げられている。
4	昭和40年4月2日以降生まれの者に国民年金の任意加入が認められる可能性はあるか。(自分は65歳まで保険料を納付しても25年に数ヶ月満たない状況。病気のため、長く失業状態が続いたが、免除制度があることも知らなかった。受給資格期間を満たさなくても、今後保険料を払うことに大変失望している。)	① ③	任意加入制度の考え方を説明した上、受給資格期間の短縮についても現行制度の必要な見直しの中で検討していく旨を回答。
5	受給権発生後に再婚した妻にも加給年金額をつけて欲しい。	③	民主党マニフェストに掲げられている新たな年金制度の中で検討。
6	企業年金連合会(企業年金コールセンター)の通話料がかかることに対する苦情。	① ③	受益者負担の考えから通話料は本人負担として、地域により差が出ないよう「ナビダイヤル(全国一律料金)」を導入していることを説明。(ご指摘の趣旨を企業年金連合会に伝え、検討を要請)

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④苦情相談内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

意見・苦情集計報告票

平成21年10月30日～11月5日受付分

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 武内(内線3313) 企画係長 占部(内線3316) (代表)03-5253-1111

意見・苦情把握方法別件数	来訪		電話		手紙		FAX		メール		合計
	件	件	10件	件	件	件	件	7件	件		
											17件

意見・苦情内容(大分類)	政策・制度立案への提言		その他
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	7件	
	法令遵守違反に関するもの	1件	
	その他	8件	

(主な意見・苦情内容)

項番	内容	対応概要	
		分類	概要
1	国民年金額の引き上げを要望する。また、受給資格期間も10～15年に短縮して欲しい。	③	要望として承った。 民主党マニフェストに掲げられている 新たな年金制度の中で検討。
2	国民年金の未納期間があるが、2年の時効があり支払いの意欲があるにもかかわらず支払うことができ	③	要望として承った。 現行制度の改善の中で検討。
3	介護ヘルパーの単価が上がった分、障害年金を引き上げて欲しい。	③	要望として承った。 民主党マニフェストに掲げられている 新たな年金制度の中で検討。

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③政策・制度の改善等を検討中、④苦情相談内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票

平成23年8月1日～8月31日受付分

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 尾崎(内線3313) 企画係長 正野(内線3316) (代表) 03-5253-1111

国民の皆様の声 把握方法別件数 (本省受付分)	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	件	件	件	件	件	件
		123			14	137

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言		13
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)		1
	法令遵守違反に関するもの		
	その他		123

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	国民年金納付率が過去最低になったことについてのご意見(複数あり)	①	平成22年度の国民年金保険料の現年度納付率は、59.3%となり、前年度と比較してマイナス0.7ポイントと大変厳しい状況と認識しています。 そうした中でも年金事務所単位で見ると、前年度では全ての年金事務所(312カ所)で低下していました。平成22年度は、約2割(60カ所)の年金事務所で、前年より納付率が上昇しているほか、低下幅は前年より縮小しているなど、低下傾向に歯止めがかかりつつある兆しも見られるところですが、 今後は、低下傾向にしっかりと歯止めをかけることができよう、日本年金機構を指導していきたいと考えております。
2	年金振込通知書に記載されている介護保険料の金額について、平成23年8月は、12800円、10月以降も12800円となっているが、市役所から来た通知では、8月は、12800円、10月以降は5800円となっている。ねんきんダイヤルに聞いたところ、10月以降の介護保険料として載っている金額は、見込みであり、正しい金額が決まったら、再度通知を行うと説明された。 そもそも誤った金額を載せる必要はないと思うので、至急記載について改善をすべきである。	③	8月に送付する振込通知書に記載される10月以降の介護保険料等の特別徴収額は、事務処理の都合上、8月の介護保険料額等と同額を記載しており、そのため、介護保険料額等の確定額は市区町村から別途通知される旨の説明を記載しているところですが、 現在多くのご意見を踏まえ、8月に送付される年金振込通知書に記載されている10月以降の介護保険料等の金額について、来年度以降記載しない等の対応を行うことについて、検討しているところです。 また、日本年金機構においては、専門的な言葉をわかりやすい言葉に置き換えることやお客様向け文書モニター会議等において検討を行うなど、記載内容をわかりやすくするよう取り組んでおります。

<p>3</p> <p>現在の年金額では生活ができないので、国民年金の年金額をもっと上げてください。(同様のご意見を5件いただきました。)</p>	<p>親の年金と自分の障害年金で生活していて、母が死亡したら、障害年金だけでは生活できない。障害年金の増額をお願いします。</p>	<p>① 政府・与党社会保障改革検討本部において6月30日に決定された、「社会保障・税一体改革成案」の中で最低保障機能の強化の一つとして低所得者への加算などの現行制度の改善案が示されたところです。その具体的な制度設計について、現在審議会を開催して検討を行っているところです。</p>
<p>4</p>	<p>私は女性で独身ですので、第3号被保険者になれません。失業中未納は1度もありません。現在の3号は経済的に余裕のある人が多くを占めています。年金制度に対する不満解消と公平性を考え、一刻も早い3号制度の廃止を求めます。(他に同様の意見を2件頂きました。)</p>	<p>① 政府・与党社会保障改革検討本部において6月30日に決定された、「社会保障・税一体改革成案」の中で現行制度の改善における最低保障機能の強化の一つとして障害基礎年金への加算が示されたところです。その具体的な制度設計について、現在審議会を開催して検討を行っているところです。</p> <p>② ③ ④</p> <p>① 専業主婦の方については、自分自身に収入がなく保険料負担が困難であることから、保険料の負担を求めず、配偶者(夫)が加入する被用者年金制度全体で、その年金の給付に要する費用を分担する仕組みとなっています。</p> <p>また、現在の年金法では被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料は、当該被扶養配偶者が共同して負担したものであるという基本的認識が示されているところです。</p> <p>一方で、この仕組みについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3号被保険者の範囲にとどまるために働く時間を調整するなど、女性の就業意欲を抑制しているのではないか。 ・自営業者等の妻や学生が保険料負担しているのに専業主婦が直接負担しないのは不公平ではないか。 <p>といったご指摘もあるところです。</p> <p>政府・与党社会保障改革検討本部において6月30日に決定された「社会保障・税一体改革成案」の中では、この第3号被保険者制度の見直しが現行制度に関する検討項目の一つとして示されたところです。その具体的な制度設計について、現在審議会を開催し検討を行うこととしています。</p>
<p>5</p>		

<p>6</p> <p>遺族基礎年金というものは、妻に支給されることはあっても夫には支給されません。これは明らかかな男女差別であると思います。現代社会では価値観や働き方も多様化し、実際専業主夫も存在するわけですから、この問題は早期に是正されるべきだと思います。</p>	<p>① 指摘の通り、遺族基礎年金の支給対象は、子 のいる妻または子であり、父子家庭は支給対象 となっておりません。これは、遺族の方が自ら働 いて収入を得られるようになる可能性などを考慮 し、母子と遺児に重点化して給付を行っているこ とによるものです。 一方で、就業構造や家族形態が大きく変化した 中で、年金制度において男女間の取扱いの差 が設けられていることについては問題意識を持っ ているとされており、頂いたご意見については今 後の検討において参考とさせていただきます。</p>
<p>7</p> <p>日本年金機構(年金事務所・委託業者)の対応が悪い。</p>	<p>① 日本年金機構に、個別のケースについて事実確 認をした上で必要な対応を行うよう指導いたしま した。 ④</p>

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する、⑤その他、に分類。

遺族年金制度の概要

遺族基礎年金

1. 支給要件

遺族基礎年金は、次の①から④のいずれかに該当する者が死亡した場合に支給される。

- ① 国民年金の被保険者
- ② 国民年金の被保険者であった者で、日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満である者

(注) ①、②については、保険料の滞納期間が3分の1未満を条件とする。

なお、平成28年3月31日までの間の経過措置として、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がない場合は上記要件に限らず支給される。

- ③ 老齢基礎年金の受給権者
- ④ 老齢基礎年金の受給資格要件を満たした者

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻
- ② 子(生計を同じくする父母がある間は支給停止)

(注1) 子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

(注2) 「生計を維持されていた遺族」とは、①死亡した被保険者と生計を同じくし、②恒常的な収入が将来にわたって年収850万円以上にならないと認められること、という要件を満たす遺族という。

3. 年金額(平成23年度)

788,900円+子の加算額

子の加算額：第1子・第2子・・・各227,000円 第3子以降・・・各75,600円

1. 支給要件

遺族厚生年金は、次のいずれかに該当する場合に支給される。

- ① 厚生年金保険に加入中に死亡したとき
 - ② 厚生年金保険に加入中に初診日のある病気・けがで5年以内に死亡したとき
- (注) ①、②に該当する者について、亡くなった月の前々月までに被保険者期間がある場合は、遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要。
- ③ 1級・2級の障害厚生年金の受給権者が死亡したとき
 - ④ 老齢厚生年金の受給権者または受給資格期間を満たしている者が死亡したとき

2. 支給対象者

死亡した者に生計を維持されていた次の遺族に支給される。

- ① 子のある妻、または子(つまり、遺族基礎年金を受給できる遺族)
- ② 子のない妻 ③ 孫 ④ 死亡当時55歳以上の夫、父母、祖父母(支給開始は60歳から)

したがって、子のある妻または子には遺族基礎年金と遺族厚生年金の2つの年金が支給される。子のない妻、孫、夫、父母および祖父母には遺族厚生年金のみが支給される。

3. 現行の選択方法

高齢の遺族配偶者(自らの老齢年金受給権が発生した者)は、自らの老齢基礎年金を受給するとともに、報酬比例年金については、自らの老齢厚生年金と遺族厚生年金の二つの受給権を持つことになる。

現行制度においては、以下の方法で併給調整され年金額が決められる。

- ① 自らの老齢厚生年金は全額支給される。
- ② 次のAとBのうち、いずれか高い方の額が自らの老齢厚生年金よりも高額の場合、①とともに、その差額が遺族厚生年金として支給される。
 - A. 遺族厚生年金(配偶者の老齢厚生年金の3/4)
 - B. 遺族厚生年金の2/3(配偶者の老齢厚生年金の1/2)と自らの老齢厚生年金の1/2

＜若齢期の妻等に対する年金給付＞

○ 子のいる若齢期の妻については、子の養育のため就業等の制約も多いと考えられ、そのような制約がある中では現行制度を維持することは必要である。

子のいない若齢期の妻については、遺族厚生年金は有期給付とするなどの見直しを行い、就労支援に重点を置く方が望ましい。これについては、例えば一定期間又は一定年齢までの支給や一時金とすべきとの意見があった。

子のいない中高齢期の妻については、中高齢の女性の雇用機会、雇用条件等を考えると、なお遺族年金の必要性がある。

○ なお、遺族年金の支給要件における男女格差が残存する間は、子のいる若齢期の妻及び子のいない中高齢期の妻についても、有期給付とすべきとの意見があった。

＜支給要件における男女差＞

○ 男女で雇用機会、雇用条件等に格差がある現状では、現行制度の支給要件における男女差はやむを得ないものと考えられるが、将来の雇用の動向を踏まえつつ、その在り方を検討していくべきである。一方、若年層に現れている格差の縮小の動向を踏まえるべきであるとの意見、生計維持要件の収入基準を見直して支給要件を絞る方向で男女差を速やかに解消していくべきとの意見があった。

＜生計維持要件＞

○ 生計維持要件の850万円については、高すぎるとの指摘があった。この要件は、死亡時点において判断するものであり、将来の収入を見通すことは困難であることから、広く受給権が発生するよう設定されているものであることも考慮して検討していくべきである。

なお、基準以上の収入が見込まれ受給権が発生しなかった遺族は、その後予測できない収入の変化があった場合でも遺族年金の支給を受けることができないことについても、併せて検討すべきである。

中高齢寡婦加算について(厚生年金)

概要

- 遺族基礎年金の支給されない妻に40歳から65歳までの間に、遺族基礎年金の額の4分の3の額が遺族厚生年金に加算される。
- また、子のある妻が遺族基礎年金の支給を受けていたときは、子の18歳年度末到達などで遺族基礎年金が支給されなくなった月から妻の40歳から65歳までの間に加算が行われる。
- 65歳に到達すると中高齢の寡婦加算は加算されなくなり、代わりに自身の老齢基礎年金を受給するようになるが、昭和31年4月1日以前に生まれた者は、老齢基礎年金の加入可能年数が少ないことから65歳から経過的寡婦加算を支給する。

趣旨

- 厚生年金に加入していた夫が死亡しても、昭和60年の改正で基礎年金制度が創設されたことにより、遺族基礎年金は18歳未満の子のない妻には支給されないものとされた。したがって、18歳未満の子のない妻には遺族厚生年金のみが支給される。
- ただし、同じ未亡人でも若齢期の妻で子がいなければ自立や再婚も比較的容易と考えられるが、40歳以上の中高年齢以上の場合にはそうとも言い切れないので、遺族基礎年金の4分の3の額が加算されることとなった。



寡婦年金について(国民年金)

概要

○ 支給要件

- ・ 死亡した夫の第1号被保険者期間(任意加入被保険者期間を含む。)としての保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算したものが25年以上であること。
- ・ 夫に生計を維持されており、婚姻関係(事実婚を含む。)が10年以上継続していること。
- ・ 夫が障害基礎年金を受ける権利を持っていたり、老齢基礎年金の支給を受けていたことがある場合には支給されない。
- ・ 妻自身が老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けるときは支給されない。

○ 支給額

- ・ 夫が受けることができた老齢基礎年金額の4分の3に相当する額
- ・ 妻が60歳から65歳までの間に支給される。

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 予算額 1,767.4億円（23年度予算・国庫負担分）

4. 手当の支給主体及び費用負担

- ・昭和60年8月以降の新規認定者（都道府県知事支給対象者）
支給主体……都道府県、市等 ※費用負担……国 1/3 都道府県、市等 2/3
- ・昭和60年7月以前の既認定者等（国支給対象者）〔平成22年3月末 302人〕
支給主体……国 ※費用負担……国 10/10

5. 手当額（月額）

- ・児童1人の場合 全部支給：41,550円 一部支給：41,540円から9,810円まで
- ・児童2人以上の加算額 [2人目] 5,000円 [3人目以降1人につき] 3,000円

6. 所得制限限度額（収入ベース）

- ・本人 : 全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円
- ・扶養義務者(6人世帯) : 610.0万円

7. 一部支給停止措置（平成20年4月から）

- ・受給資格者（養育者を除く）

支給開始月の初日から起算して5年（支給事由発生から7年）を超える場合に、受給者等の障害等により就業困難な事情がないにもかかわらず就業意欲がみられないという例外的な場合に限り、手当の1/2を支給停止する。
ただし、3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は受給期間に含めない取扱いとする。